

様式第64（第48条の2関係）

除斥（忌避）申立書	
（平成 年 月 日）	
特許庁長官	殿
1	審判事件の表示
2	申立人 （識別番号） 住所（居所） （電話又はファクシミリの番号） 氏名（名称） ㊞
3	代理人 （識別番号） 住所（居所） （電話又はファクシミリの番号） 氏名（名称） ㊞
4	申立の趣旨
5	申立の理由
6	疎明方法
7	添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 「申立の趣旨」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 3 「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 4 「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに様式第62の備考9と同様とする。

(追加……昭57通産令42、改正……平2通産令41、平5通産令75、平7通産令57、平8通産令79、平9通産令117、平10通産令87、平11通産令132、平15経産令141)